

電子決済等代行業に係る利用者に対する説明

キリバ・ジャパン株式会社

1. 電子決済等代行業者の商号又は名称及び住所

商号：キリバ・ジャパン株式会社

住所：〒105-6923 東京都港区虎ノ門 4-1-1 神谷町トラストタワー 23F

2. 電子決済等代行業者の権限に関する事項

- (1) 当社は、銀行法第2条第17項に規定される「電子決済等代行業」を営む「電子決済等代行業者」（現時点においてはみなし電子決済等代行業者）として、利用者の指図に基づき金融機関口座への送金の指図の伝達又は金融機関口座にかかる情報の取得を行います。
- (2) 当社は、電子決済等代行業者としての業務を行うものであり、金融機関を代理する権限を有しません。

3. 電子決済等代行業者の損害賠償に関する事項

- (1) 当社は、当社の実施した電子決済等代行業に関連してお客様が被った損害について、当社に故意又は重過失のある場合を除き、一切責任を負いません。
- (2) 本項にかかわらず仮に当社がお客様に対して何らかの賠償責任を負うものとされる場合であっても、当社がお客様に対して責任を負担する損害は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、契約責任、不法行為責任その他お客様の請求の原因の如何を問わず、お客様に現実に発生した通常かつ直接的な損害に限定されるものとします。

4. 電子決済等代行業に関する利用者からの苦情又は相談に応ずる営業所又は事務所の連絡先

キリバ・ジャパン株式会社

お問い合わせ窓口：info-jp@kyriba.com

5. その他内閣府令で定める事項

- (1) 電子決済等代行業の登録番号
 - 関東財務局長（電代）第98号
- (2) 利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法
 - 利用契約の定めに基づき、本サービス利用料をお支払いいただきます。
- (3) 法第二条第十七項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合において、同号に規定する指図に係る為替取引の額の上限は、999,999,999,999円とする。
- (4) 利用者との間で継続的に法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）
 - 本サービスの契約期間は、利用契約に定めます。
 - 契約期間の途中で利用契約が解約された場合、利用契約に別段の定めがある場合を除き、利用者には解約日の属する月の月末までの期間分の利用料金をお支払い頂きます。
- (5) 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第二条第十七項各号に掲げる行為（第一条の三の三に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨
 - 当社は、本サービスの提供にあたり、利用者に係る識別符号等（インターネットバンキングに係るお客様のID・パスワード等）の取得を行いません。
- (6) その他当該電子決済等代行業者の行う電子決済等代行業に関し参考となると認められる事項
 - 特になし